

郵送による住民異動届出（転出）

届出日：令和 年 月 日（ご記入いただいた日）

異動日：平成・令和 年 月 日（実際に新しい住所に住み始めた日又は住む予定の日）

新しい住所： _____

（アパート名等の方書、部屋番号すべてお書き下さい。）

新しい住所での世帯主： _____

今までの住所： 栃木県大田原市 _____

（アパート名等の方書、部屋番号すべてお書き下さい。）

今までの住所での世帯主： _____

異動する方

	氏名	生年月日	続柄（世帯主との関係）
1			
2			
3			
4			
5			

届出人

氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____（日中連絡の取れる電話番号をお願いいたします）

郵送による住民異動届出の手続き方法

大田原市から他の市区町村へ住所を異動する場合は、住所異動（転出）の届出が必要です。

1 住所異動届の申請者

住民異動届を申請できるのは、異動する本人または世帯主です。
それ以外の方が手続きする場合は委任状が必要となります。

2 届出の時期

新しい住所地に住み始める日の前後14日以内

ご用意いただくもの

① **住民異動届**・・・郵送による住民異動届出（転出のみ）を記入漏れのないように作成してください。

② **本人確認書類の写し**・・・㊶1点 または ㊷2点

㊶官公庁が発行した顔写真付証明書（運転免許証・マイナンバーカード・旅券等）

㊷健康保険証・介護保険証（※保険証の記号、番号はマスキング等で見えないようにしてください。）・年金手帳・診察券（※氏名と生年月日、または氏名と住所のあるもの）等

③ **返信用封筒**・・・切手を貼り、申請者の住所・氏名等を必ず記入

住所地の市区町村役所（役場）

所在地	〒			
名 称	都・道 府・県	市・区 町・村	役所 役場	住民記録係
	☎ ()	F A X	()	

※ 郵送の場合は、配達の日数と役所での処理日数がかかります。

日数には余裕を持って申請してください。

詳しくは住所地の市区町村にお問い合わせください。

栃木県大田原市役所市民生活部市民課

〒324-8641

大田原市本町1丁目4番1号

TEL直通 0287(23)8752